

AD ALTIORA SEMPER

神戸市外国語大学図書館報 第18号

Contents:

国家図書館、奎章閣

図書館員のおすすめ その1

図書館員のおすすめ その2

国立国会図書館の新しいサービスについて

INFORMATION

編集後記

国家図書館、奎章閣

佐藤晴彦

もう二年前のことになるが、ふとしたきっかけで中国の図書館を代表する国家図書館と韓国の図書館を代表する奎章閣(けいしょうかく)を、ほぼ同時期に訪れることができた。

国家図書館と聞いてピンとこない人もいるかも知れないが「北京図書館」といえばわかりただけかも知れない。そう建国間もない頃から「北京図書館」の名称で親しまれていたあの図書館が、98年の暮から「国家図書館」という名称になったのである。その前身は1909年の京師図書館にあるというから、百年近い歴史をもつ図書館である。ためにその蔵書もはんばじゃない。その所蔵点数は1998年末で2160万冊という数字が報告されている。私が一番興味をもっているのがそのうちの「善本閲覧室」である。そこには中国の近世語を勉強しているものなら誰もが一度は見てみたいと思う本が山のようにある。例えば『水滸伝』ひとつを取り上げても、本物か偽物かで物議をかもしだしたかの「天都外臣本」、首尾完備した百回本としては一番古いとされている容與堂本、残巻とはいえ現存する百回本では恐らく一番古いと思われる「嘉靖」本など、どれを取っても時間をかけてゆっくり見てみたいものばかり。さらには明代初めに活躍した周憲王の30種もの戯曲がある。各作品の出版時期が明確なところから言語資料としては理想的なものである。

一方の奎章閣という名をご存じの方はかなりの図書館通。斯界では有名な図書館であるが、一般的にはさほどなじみがない。李氏朝鮮22代正祖がその即位の年(1776年)に宮廷内に設置したのが始まりとされるから230年の歴史をほこるわけである。ただ所蔵する書籍の数は23万冊と意外に少ない。しかし問題はその内容だ。例えば中国語史の研究でも重要な位置を占める朝鮮資料。98年韓国の大邱で発見され、一躍注目をあびたのは旧本『老乞大』。これは元代の言語を知るうえで非常に貴重な資料であるが、それまでの研究は『老乞大諺解』が使われていた。これは『朴通事諺解』とともに奎章閣叢書として出版されていたも

のが今日まで使用されているわけである。この点ひとつをとっただけでも、中国の近世語を研究するものにとって奎章閣の名は忘れることができない。最近では『型世言』を所蔵することでもよく知られている。

いざ入館となっていていろいろ面食らうこととあいなった。奎章閣ではなく国家図書館の方である。まず「図書」なるものを作らなければならない。まあ閲覧カードに相当するものだから常識的なところかもしれないが、そのカード料金がなんと100元。手数料が5元。何でも「保証金込みだ」というのだが、あまりにも高い「保証金」が腑に落ちない。ようやくお目当ての「善本閲覧室」へ。そしてカードをくって「これこれを見せてくれ」というと「見るだけか、複写をするのか？」という。「見てよかったら複写をしたい」というと「見るのなら一時間××元」だというのだ。これには流石に驚いた。「見るのにもお金とるの？」複写料金を聞くとそれどころではなかった。一枚100元！というのだ。「目が飛び出す」というのは正にこのことを言うのだらうと思った。一元12円として1200円！一枚がである。また運が悪いことに中国の小説はどれもこれも長い。全編どころか残巻だってたちまち×十万円になってしまう。あまりにも馬鹿馬鹿しいので早々に退散してきた。それに輪をかけたような館員の無愛想ぶり、というよりあの威丈高さ。自分の本でもないのにまるで「私の本を見せてやる」という態度。どうやら中国の図書館では一日中腰を落着けて本に耽溺するという雰囲気からは相当遠のいてきたらしい。

その2,3日後に訪れた奎章閣はがらりと様子が違った。閲覧室にはマイクロリーダーが10台ほど、そしてコピー機が2台備え付けてあり、自由！に使えるのである。で、肝腎の料金は？一枚100ウオン！初めはギクツとした。また100！しかしおちついて考えると100ウオンなら日本円で10円である。北京での100のショックから抜ききれていなかったせいか、100！と聞いただけでギクツとした自分が情けなかったが、それにしてもこの差はなんだろう？ついつい嬉しくなって『華音啓蒙』をコピーした。途中でお昼になったので食事に行った。食事がすみ、さあ残りをコピーしようかと思って帰ってきたところ、館員が気をきかせて残りは全部コピーしてくれていた。

いずれも「図書館」というところで行われていることである。しかもともに間違いなくその国を代表する「図書館」でのこと。この違いは一体何なのだろう？ともに自国の文化にはそれ相当の誇りを持っているだろう。その誇りを如何に表現するかの違いなのだろうか。一方はわが国の文化は価値あるものであるから安値では売らん、高額でなければ複写もままならん、と金にしか換算できないのだろうか。一方は誇りをもつがゆえに他の国の人にも共有してほしい、だから複写も手軽な料金でと考えているのだろうか。果たしてどちらが自国の文化を世界にアピールする結果につながるのだろうか？

(図書館長、本学教授)

図書館員のおすすめ その1：中国学科関連

『中国大百科全書』(中国大百科全書出版社, 1982-1994)

中国語の百科事典(="百科全書")で、全73巻+総索引1巻、総計5万頁以上と、現代中国語の百科事典としては唯一(*)、網羅的で大規模な出版物。

語言文字・中国文学・外国文学・電影・音楽舞蹈・哲学・宗教...といった各分野ごとに1~3冊に分かれており、各事項がピンイン順に掲載されている。

各項目の記述が平均で50行以上ある大項目主義の事典で、図版も多く(カラーとモノクロ有り)、詳細なものでは記述が数ページにわたっている。内容についても中国の国内外を問わず取り上げられており、例えば「政治学」の巻では、「司馬光」・「毛沢東」・「中華人民共和国中央人民政府」といった中国国内の事項のみでなく、「古代羅馬」・「日本政治制度」・「国際連盟」などの各国事情や国際政治、その他「国家」・「行政」・「自由」といった一般的な用語も多く掲載されている。

(*)訳書であれば、他に"Encyclopaedia Britannica"を翻訳した<<簡明不

列顛百科全書>>(全10巻.-中国大百科全書出版社, 1985-1986)がある。

『漢語方言大詞典』(中華書局, 1999)

中国語の方言辞典で、全5巻7500頁に、21万強の中国語の方言語彙が収められている。

それぞれの見出し語(簡体字)には、「普通話」による語釈の他、名・動・形・量・数・代...といった「詞性」、官話・粵話・呉話・客話・湘話...などの地域別の系統(全18種)、IPA(=国際音声記号)と「五度制調値」(例:「普通話」の「去」なら「qu51」と記述する)による都市別の注音が記載されている。又、多くの字句に例文が記載されている。

字句(=見出し語)の並びや各巻巻頭の索引は筆画順だが、第5巻の末尾にピンイン順の総索引が付いている。

例:【泡茶】<動>(去茶館)喝茶。吳語。上海[p`o34 zo13] "寿伯同他到得意楼~,"
(第3 p3653より)

近現代の小説や戯曲や、いわゆる第一世代の政治家の講話などでも方言がよく使われているので、普段引く辞書に載っていない字句がある場合や、「普通話」では文意が不明な場合などは、その字句が方言である可能性が考えられるため、この<<漢語方言大詞典>>を引いてみるとよい。

(柿本)

図書館職員のおすすめ その2：夏休みの読書に

『つめたいよるに』(新潮文庫) 江國香織著(新潮社, 1996)

マンションの駐車場でかくれんぼして遊ぶ少年、二十数年前に妻を亡くしたおじいちゃん、犬、豚、幽霊まで登場する、設定の多様さと独特の日本語表現が魅力的な短編集です。雪は「ふうわり」と降りかかり、うば貝の足は「べらべら」していて、庭は「うらうら」と暖かい。心に残るのは、石油ストーブが赤く点っていく時の、ちょっと時間がかかって離れがたいような、あの暖かさです。つめたいよるに読む、あったかいお話。

『おんなのことば』 茨木のり子著(童話屋, 1994)

「自分の感受性くらい」「私が一番きれいだったとき」といった名作が収載されています。ときに威勢良く活発に、ときにたおやかに色っぽく、女として人として、大切なことはなにかと問いかけてきます。中でも潔くて好きなのが「この失敗にもかかわらず」。

原文は知らないが
あとは私が続けよう
そう
この失敗にもかかわらず
私もまた生きてゆかねばならない
なぜかは知らず
生きている以上 生きものの味方をして

読む者の胸に迫り、「それで、私はどうだろう?」と自問させる力の源を見る気がします。私もこの潔さがほしい、と思うこの頃なのでした。

(永井)



国立国会図書館の新しいサービスについて

--- 国立国会図書館が利用しやすくなりました

国立国会図書館は日本国内唯一の国立図書館です。国内で出版された本は基本的にすべて納められるという「納本制度」という制度を持ち、もっとも所蔵資料の充実した図書館といえます。

従来、個人が国立国会図書館を利用するためのルートは2つでした。ひとつは直接来館による利用です。^{*1}この方法は近隣に在住の人、もしくは図書館へ足を運ぶ時間と金銭の余裕のある人に利用が限定されます。

もうひとつは大学図書館や地域の公共図書館を通じて図書や複写物を送付してもらう方法です。外大図書館でも、探す資料が大学図書館にも市内の公共図書館にも所蔵されていないときには、大学図書館間の相互利用と同様に複写や借用を申し込んでいます。

しかし、昨年からの体制が変化しています。昨年10月、国立国会図書館関西館がオープンするのに伴って国会図書館のホームページが更新され、新しいNDL-OPAC^{*2}が公開されました。これは所蔵資料の検索のみではなく、検索結果の資料の利用申込まで含めた新しい型のシステムです。現在、個人による複写物郵送の依頼などをWeb上で行うことが可能な「登録利用者制度」が実施されています。また、「雑誌記事索引」^{*3}が初めてWeb上に公開され、検索できるようになっています。従来は各図書館が印刷媒体のものを購入したり、オンラインデータベースとして契約したりしなければ利用できなかったことを考えると、隔世の感があります。

非来館型サービスが着々と現実のものとなり、図書館利用のスタイルに大きな変化が起こっています。

^{*1} 国会図書館の本館は、その名が示すとおり国会議事堂の隣、つまり東京都千代田区永田町にあります。2002年10月、初めての東京以外のサービスポイントとして京都府木津郡精華町に関西館がオープンしました。

^{*2} NDL: National Diet Library (= 国立国会図書館)の略。

^{*3} 現在外大図書館では館内で「magazineplus」として利用していただいています。Web上で公開されているものとは検索の方法、結果ともに相違が見られるようです。当館では、当面引き続き「magazineplus」の提供を行っていく予定です。

「登録利用者制度」の詳細: 「国立国会図書館」<http://www.ndl.go.jp/>

INFORMATION

視聴覚ライブラリーから

夏季休業中の開室時間と閉室日について

夏季休業中に、AV 教室・視聴覚ライブラリー内の機器類の保守点検、および各種教材の整備を行いますので、下記のとおりになります。

開室日：7月31日（木）～8月8日（金）

9月1日（月）～9月26日（金）

閉室日：土・日曜日および祝祭日

開室時間：午前9時30分～午後0時30分・午後1時30分～午後4時30分

図書館から

夏季休業中の開館時間と休館日について

7月31日（木）から9月26日（金）までの開館日程は次のとおりです。

開館時間：午前9時～午後4時30分

*ただし7月31日（木）～8月8日（金）および9月17日（水）から26日（金）の集中講義期間中は午後7時30分まで開館します。

休館日：毎週土・日曜日および祝日

8月11日（月）から20日（水） 曝書期間

*9月18日（木）は館内整理日のため午後5時まで閉館、午後5時から午後7時30分までのみ開館します。

夏季休業に伴う長期貸出について

下記のとおり長期貸出を行います。

期間：7月7日（月）から9月18日（木）

返却日：10月3日（金）

* 院生は9月5日（金）以降の貸出分の返却日は4週間後になります。

貸出冊数：1・2年生のみ上限が通常の5冊から7冊になります。ほかは通常通りです。

図書館内での文献複写について

図書館での複写は著作権法第 31 条に定められています。この第 31 条の運用について、国公立図書館協力委員会の専門委員会である大学図書館著作権検討委員会と、社団法人日本複写権センターとの間で長期間にわたり協議されていましたが、昨年最終協議が行われ、下記のような条件のもとにセルフ式コピー機の文献複写を管理・運用することで合意がありました。

図書館内で複写できる範囲は以下のとおりです。

- ・ 著作物は全部ではなく一部分であること。
- ・ 定期刊行物に掲載された各論文その他の記事はその全部。
ただし、発行後相当の期間を経たもの*に限ること。
- ・ コピー部数は一人について一部のみであること。
- ・ 利用者の調査研究用に限ること。
- ・ 有償無償を問わず、再複写したり頒布したりしないこと。

* 次号が既刊となったもの、または発行後 3 か月を経たもの等とされます。

カウンターで複写申込書を提出して職員によるチェックをすませ、上記の点に注意して複写を行ってください。

著作権については図書館報 15 号にも掲載しています。

神戸外国語大学図書館図書館報 15 号

<http://www.kobe-cufs.ac.jp/library/ja/kanpouj/kanpou15/kanpou15.html>



編集後記

「INFORMATION」の欄でも触れていますが、図書館の様々な活動は「複写サービス」ひとつ取ってみても、「著作権法」と深く関わっています。

「著作権の『危機』って何だ」(『朝日新聞』6月21日朝刊)で山形浩生は「有事立法その他、きなくさい法案のほうに注目が集まる中で、改正著作権法があっさり国会で成立してしまったことはほとんど話題にすらならなかった。」と書き起し、「利用できる資産や、利用形態が徐々に制限されていけば、長期的には創作活動全般が冷え込む結果になりかねない。著作権は、本来は文化活動を豊かにするためのものだが、この方向性は本当にそれに資するものなんだろうか」と問題提起しています。

パロディーとはいえ、WWW上に流れた「ミッキーマウス独占インタビュー 囚われの齧歯類、著作権延長裁判を語る。」もまた同様の危機感の表明と断言していいでしょう。

図書館は勿論、大学構成員も著作者の権利を第一義的に守るべき立場であることはいまでもありませんが、『コモンズ』の著者ローレンス・レッシング氏がいうように、全ての著作物は無から生まれるわけではなく、多様で豊かな「パブリックドメイン」を基盤としていて、過去の遺産で新たな創造を行うのが文化の本質だとするならば、著作権が既得権を守るための道具としてのみ使われることになっては本末転倒でしょう。

館長の巻頭言にもあるように、自国の文化を大切に思い、育て、それを世界にアピールするためにも、この機会に著作権法の本来のあり方について考えてみる必要があるだろうと思われます。

編集責任者：図書館事務長 牛原秀治

AD ALTIORA SEMPER No.18 = 神戸市外国語大学図書館報 第18号

編集・発行：神戸市外国語大学図書館

〒651-2187 神戸市西区学園東町9丁目1

TEL: 078-794-8151 / FAX: 078-797-2257

E-Mail: info@lib.kobe-cufs.ac.jp

URL: <http://www.kobe-cufs.ac.jp/library/>

2003年6月30日発行

発行責任者：図書館長 佐藤 晴彦